



近江鉄道線の活性化に向けた取組支援

- ▶ 近江鉄道線の活性化再生に向けた利便性向上策や施設・設備整備事業に対する支援の充実および鉄道施設管理団体の運営支援を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 地域公共交通計画の事業推進に資する支援制度の創設

- 地域鉄道の活性化再生を促進するため、地域公共交通計画に基づき、地域を挙げて実施する利用促進および利便性向上に係る取組に対する支援制度の創設

(2) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算の優先配分および鉄道事業の運営経費に係る補助対象経費の拡充

- 近江鉄道が運営改善期間において実施する施設・設備整備事業に対し、鉄道事業再構築実施計画期間（上下分離後）と同等の事業の優先採択と補助率の適用、および鉄道事業の運営に係る経常的経費（修繕費、人件費等）に対する更なる支援

(3) 第三種鉄道事業者（施設管理団体）の運営および輸送の安全の確保に対する支援制度の創設

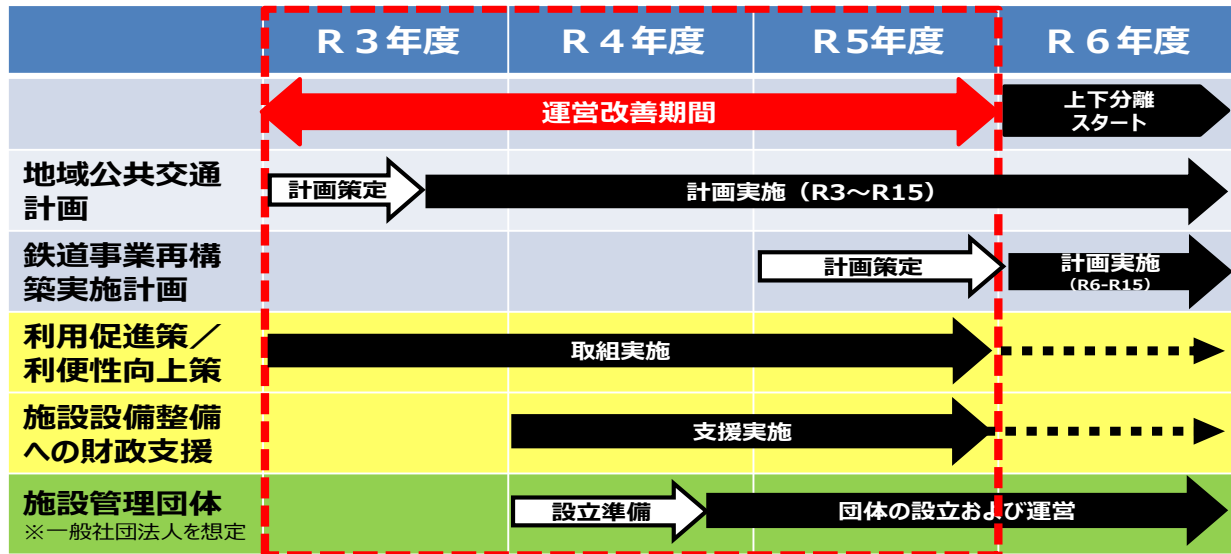
- 沿線の地方公共団体が共同で第三種鉄道事業者として設置する施設管理団体（一般社団法人を想定）の運営に要する経費に対する支援制度の創設
- 輸送の安全を確保し、鉄道施設を適切に保有管理できるよう、事業運営面や技術面に関する指導、助言や必要な人材の派遣、紹介等を行う仕組みの創設
- 施設管理団体が鉄道事業者から鉄道事業資産（土地、建物他）を取得、保有することで課税される登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税に係る非課税制度の創設

2. 提案・要望の理由

- 近江鉄道線は、令和6年度から「公有民営」方式による上下分離へ移行することとしており、令和4年度および令和5年度は運営改善期間として、地域を挙げて利用促進等に係る取組を実施するとともに、鉄道事業者が実施する設備投資や修繕に対し、県および沿線市町は6億4千万円程度／年の財政支援を行うこととしている。
- 令和4年度中に県および沿線市町が共同で第三種鉄道事業者となる鉄道施設管理団体を設立するとともに、輸送の安全の確保を図るため、安全統括管理者を独自に設置する予定であり、上下分離移行に向けて組織体制の整備を進めているところ。
- 令和4年7月「地域モビリティの刷新に関する検討会」の提言に基づき、今後全国で地域鉄道等のあり方を見直す動きが加速化していく中、近江鉄道線の事例は経営破綻の前に上下分離を行い、県と沿線5市5町が協働連携して地域鉄道を支える全国のリーディングモデルとなるものであり、「頑張っている地域」を応援する観点からも、沿線自治体の財政負担をできる限り軽減しつつ、利用促進・利便性向上および施設・設備整備等を着実に推進するためには、国の手厚い支援が必要不可欠。

(本県の取組状況と課題)

【近江鉄道線の「公有民営」方式による上下分離への移行スケジュール】



(1) 地域公共交通計画で定める利便性向上策および利用促進策

令和3年度～令和5年度に重点的に実施予定の施策例

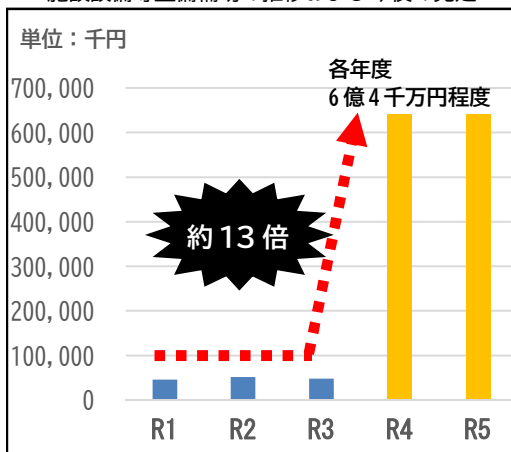
- 通学定期券の購入促進
- キャッシュレス決済の検討・導入
- 各種イベントの実施・展開
- 割引乗車券・企画乗車券の導入
- 交通環境学習、乗り方教室、出前講座等の実施 等



キャッシュレス決済

(2) 県および沿線市町の近江鉄道線に対する財政支援状況等

○ 県および沿線市町の近江鉄道に対する施設設備等整備補助の推移および今後の見込



○ 鉄道施設管理団体に課税される主な諸税

税目	課税額(概算)	備考
登録免許税	5,200万円	登記時
不動産取得税	8,000万円	取得時
固定資産税	9,800万円	毎年度
都市計画税	300万円	毎年度



築造後100年以上経過する橋梁

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室
TEL 077-528-3684